

# 個人向け、厚労省が規制緩和

# 確定拠出年金 銀行窓販を解禁

厚生労働省は、老後に備えた個人の資産形成を促すため規制を緩和する。銀行などの窓口で個人型確定拠出年金「iDeCo」(イデコ)に加入できるようにする。大半はイデコの加入手続きを専用コールセンターで受け付けている。電話で必要な書類を取り寄せ、返送する手間が煩雑で、普及を阻む要因の一つとされた。「人生100年時代」に向けた自助努力を規制緩和で支える。

厚生労働省は20日、社会保険庁審議会企業年金部会を開いて、イデコの規制見直しを議論する。2018年度中に関連規則の改正をめざす。

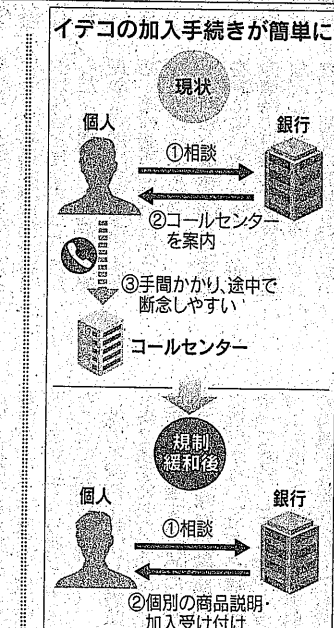
イデコは、個人が掛付け金の受け皿となる金融商品を選んで、その運用結果で将来の年金額が変わる。運用結果にかかわらず一定の年金を受け取れる

## 今年度内 人生100年時代後押し

確定給付年金とは異なり、加入者は年金が減るリスクを負う。厚労省は銀行職員が通常の業務とイデコの受付業務を兼務することを禁じている。価格変動リスクや販売手数料の高い金融商品に誘導することを防ぐためだ。大半の銀行は業務を効率化させるためにイデコの専門職員を店舗に置かず、コールセンターで一括して受け付けている。必要な書類を取り寄せたうえで銀行に送り返す手間が煩雑に感じる加入希望者は、途中で断念しやすいとも指摘される。金融業界は規制

確定拠出年金 加入者が選んだ金融商品の運用結果によって将来の年金額が変わる。毎月の掛け金が一定なので「確定拠出」という。加入者の働く会社が主に掛け金を負担する企業型と、個人が加入する個人型がある。個人型を総称して「iDeCo」(イデコ)と呼ぶ。20歳から加入できる。原則60歳になるまで年金を引き出せない。掛け金は全額が所得税の控除対象となり、運用益は非課税と優遇される。

### 来月新制度 中小、導入しやすく



制の見直しを求めている。この銀行職員の兼務規制を緩和する。希望者は銀行の窓口でイデコや金融商品の具体的な説明だけでなく、年金口座の開設手続きも済ませることができるようになる。銀行にとっても資産運用に強い職員をイデコの受付業務に兼務させることができれば、コールセンター任せに比べて幅広い希望者に接触できるようになる。

もっとも、個別の金融商品を勧誘するように推奨したり助言したりすることは引き続き禁じる。加入者の利益を守る中立性を維持するため、イデコと通常の金融商品販売を兼務する職員には、一定の

厚生労働省は5月、従業員が確定拠出年金を使用する100人以下の中小企業に導入しやすくすることを目的として、中小の負担を軽減する。2016年に成立した改正確定拠出年金法に基づいて、5月に中小企業向けに新たな制度を始める。約400万社にのぼる中小企業が企業年金を持つのは2割に満たない。その理由の一つが煩雑な手続きとされている。中小企業の従業員が、

企業が確定拠出年金を始めるには、半年から1年間の期間を要する。掛け金を等級や役割などにかかわらず一律にするといった簡素化で、「3・4カ月」に短縮できる(大手銀行)。開始時に必要な書類も従業員が100人以下であることを証明する書類などに限り事務負担を軽くする。

企業年金制度を持たない中小企業の従業員が、

資格を義務付けることなども検討する。高齢化で老後資金を手厚く積んでおく必要性は高まるが、公的年金の財政は厳しくなっている。厚労省は自助努力で資産を形成する受け皿の一つとしてイデコの普及を進める。加入者は18年2月時点で約82万人。1100万人が口座を持つ少額投資非課税制度(NISA)の10分の1以下。25年までに6兆円規模に育つとの民間調査もあるが、それでも米国の1%に満たない。

**岩井コスモ証券**

調査・情報の 専任担当営業員制の アクティブトレーダーの方に

対面 コール ネット

0120-104-014

イデコを始める場合、掛け金の限度額(月2.3万円)の範囲内で企業は追加で拠出できる(上限)になる。従業員の負担は変わらずに掛け金を増やせ、将来の年金額を増やす余地がある。

中小企業は大手に比べて企業年金を持つ比率が低い。厚生労働省の調査(2013年)によると、従業員30199人の中小企業では18.6%にとどまる。中小は厚生年金基金に加入する例も多かったが、A-IJ投資顧問の運用詐欺事件で解散を促す法が施行された。